

島根ヘルスケアビジネスコミュニティ設置要綱

(目的)

第1条 島根県内事業者のヘルスケアビジネスへの新規参入及び事業拡大を促進するため、普及啓発、会員間・産学連携等の事業の実施を目的として、島根ヘルスケアビジネスコミュニティ（以下「コミュニティ」という。）を設置する。

(会員)

第2条 会員は原則、島根県内に事業所を有する企業・団体・学識経験者等（以下、企業等）とする。

- 2 コミュニティの目的に賛同し入会を希望する企業等は、別に定める入会申込書に必要な事項を記入し、事務局に提出するものとする。
- 3 会員は、事務局へ申し出ることにより退会することができる。

(事業内容)

第3条 コミュニティの事業内容は、次の各号の通りとする。

- (1) 会員へのヘルスケアビジネス関連の情報提供に関する事
- (2) 会員からのヘルスケアビジネスの製品・サービス等の情報発信に関する事
- (3) 会員間交流の促進に関する事
- (4) その他、コミュニティの目的を達成するために必要な事業

(会費)

第4条 会費は無料とする。

(事務局)

第5条 コミュニティの事務局は、島根県商工労働部産業振興課に設置する。

- 2 事務局は、コミュニティの運営に必要な事務処理を行うものとする。

附 則

この規約は、令和5年9月7日から施行する。